

福祉生協 苗穂ラウンド24 運営規程

(事業の目的)

第1条 さっぽろ高齢者福祉生活協同組合が開設する、福祉生協 苗穂ラウンド24（以下「事業所」という。）が行う指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、訪問介護員研修修了者その他の従業者または連携する訪問看護事業所の看護職員等（以下「従業者等」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

(指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の運営の方針)

第2条 要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は隨時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心してその居宅において生活を送ることができるようするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 福祉生協 苗穂ラウンド24
(2) 所在地 札幌市東区北5条東10丁目16-1 イリス苗穂

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資格	員数（名）※常勤換算	備 考
管理者	介護福祉士等	1人	オペレーター、訪問介護員、計画作成責任者と兼務
オペレーター	介護福祉士等	10人以上	
訪問介護員等（定期巡回サービス）		15人以上	
訪問介護員等（隨時訪問サービス）		15人以上	
計画作成責任者	介護福祉士等	1人以上	管理者、オペレーター、訪問介護員と兼務

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) オペレーター

利用者またはその家族等からの通報に対応する。

(3) 定期巡回サービスを行う訪問介護等

利用者に適切に定期巡回サービスを提供する。

(4) 隨時対応サービスを行う訪問介護等

提供時間帯を通じて随時訪問サービスを提供する。

(5) 計画作成責任者

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整及びサービス内容等を記載した計画の作成、管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 24時間

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとし、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

(1) 定期巡回サービス

訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

(2) 隨時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス

(3) 隨時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

(4) 訪問看護サービス

看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

・事業所の実施地域を越える地点から、自宅までの距離において、1kmごとに50円

3 介護保険法に定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに該当しない介護保険給付対象外サービスを提供する場合は、別途契約を交わしサービスを提供する。

4 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(苦情処理)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。当該従業者等が看護師または准看護師である場合は、必要に応じて臨時応急手当てを行う。

- 2 従業者等は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。
- 3 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市東区内の地域とする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第10条 合鍵の預かりが発生した場合は、預かり証を作成し発行する。管理方法については、合鍵管理簿を作成し、持ち出し時及び返却時に管理簿に記載し、管理を行う。紛失時には速やかに管理者及び利用者またはその家族等に連絡を行い、適切な対応を行う。対応により生じた費用に関しては、事業者が負う。

(個人情報の保護及び秘密保持)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、当生協が定める個人情報保護規則等を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報についての利用目的を以下のとおりとし、利用目的の範囲で利用できるものとする。なお外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。
 - (1) 事業者が利用者にサービスを提供する上で関係する行政及び医療機関、他の介護保険サービス事業者との連携、情報提供のため
 - (2) 介護保険事務に関わる行政への情報提供
 - (3) 事業者の管理運営業務のうち会計・経理業務に関わること

- (4) サービス担当者会議
- (5) ご家族または後見人、補佐、補助人もしくは利用者の指定する方への情報提供
- (6) 賠償責任に対して行う保険会社、弁護士等への各種手続き、相談等
- (7) 介護保険法及びその他関係法令に基づき、行政に報告等を行う場合

- 3 不正手段による個人情報の取得は行わない。
- 4 利用者の求めに応じて、第三者への提供を停止する。
- 5 従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 6 従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とし、個人情報の守秘義務を厳守するものとする。

(CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進)

第 12 条 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、事業を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めるものとする。
事業所単位で PDCA サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対処方法を指す内容であることを踏まえ、以下に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ることとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(ハラスメント対策の強化)

第 14 条 適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当生協の当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第16条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ることとする。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（身体的拘束等の適正化の推進）

第17条 事業所は、身体的拘束等の適正化の推進を図るため、以下の点について留意する。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

（その他運営についての留意事項）

第18条 事業所は、従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年2回以上
- 2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
 - 3 事業所は、重要事項について、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、電磁的方法により提供することができるものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はさっぽろ高齢者福祉生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。